

令和3年度第11回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月28日（月）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野 谷 和 雄	8番	関 山 節 夫
2番	原 恵 子	9番	水 島 寿 德
3番	秋 山 啓 治	10番	野 谷 茂
5番	橘 川 直 泰	11番	原 淳 利
6番	倉 持 純 子	12番	井 上 宗 士
7番	露 木 聖 一		

4 欠席委員 4番 中 村 隆 一

5 事務局職員出席者

事務局長	小 宮 正 瞽
主 事	木 本 盛 之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

6番	倉 持 純 子	9番	水 島 寿 德
----	---------	----	---------

8 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9 議 案

議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

それではおはようございます。時間になりましたので始めたいと思います。二宮町総合計画に委員として私が出席しています。これは今後10年間の基本構想を考えるためのものです。令和4年度に今後10年間の基本計画を定めるもので、町民の方へのアンケートをしているのですが、このアンケート結果によると多くの方が二宮町を好きと回答しており、自然があってとても良いという意見が多いようです。中には畠があれば良いという意見もありました。農業委員会として協力していければと思いますので、策定される内容次第ですが、よろしくお願ひいたします。では第11回の総会を開始したいと思います。出席委員は1名欠席の11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第11回総会の議事録署名委員につきましては、6番倉持委員、9番水島委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いいたします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

No.1になります。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、中里団地の東側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手手続きになります。

続きましてNo.2になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、西友の西側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手手続きになります。

報告事項1については以上でございます。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

No.1になります。関係資料位置図の地図3をご覧ください。場所は、二宮の勝負前公園の北西に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手手続きになります。なお、届出提出前に当該地の農地転用届の受理証明書を発行しておりますが、登記所で手続きができなかつたため、届出を受理するに至りました。

続きましてNo.2になります。関係資料位置図の地図4をご覧ください。場所は、保健センターの北に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手手続きになります。なお、譲渡人は競売にて当該地を取得しており、届出提出前に当該地の農地転用届の受理証明書を発行しておりますが、登記所で手続きができなかつたため、届出を受理するに至りました。

続きましてNo.3になります。関係資料位置図の地図5をご覧ください。場所は、旧国立小児病院跡地の北に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手手続きになります。

続きましてNo.4になります。関係資料位置図の地図6をご覧ください。場所は、富士見が丘田代公園の西側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手手続きになります。

最後にNo.5及びNo.6になります。同一の案件のため、併せてご説明いたします。関係資料位置図の地図7をご覧ください。場所は、山西小学校の西側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、散策用山林としての転用目的での農地転用手手続きになります。

報告事項については以上でございます。

【議長】

報告事項ですが、何かご質問等ある方はいらっしゃいますか。

【委員】

関係資料位置図の地図はいつの時点のものでしょうか。また、現況と異なっているようですが、地図の加工等を事務局が行っているでしょうか。

【事務局】

地図は2017年のものです。対象農地の形状を分かりやすくするため、一部加工を行っております。

【委員】

わかりました。もう一点あるのですが、農地法第5条の届出の報告の中で、転用目的が散策用山林というものがありました。譲受人は町外の方のようですが、これについて補足説明をお願いします。

【事務局】

説明いたします。譲受人は、町内に別宅を所有しており、既に所有している今回転用する農地の南側の土地に東屋を建て、そこから現況のままの農地を散策するために転用するに至ったと聞いております。

【議長】

報告事項であることから委員皆様の了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第16号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第16号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

倉持委員、お願いします。

【委員】

No.1、2、3について、報告いたします。

2月17日に山西・川匂地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。対象農地の場所は、山西の上原、川匂の雲雀田・前畑に位置する農用地区域の農地で、総面積は4,809m²です。

対象農地は適切に耕作・管理されており、引き続き効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第16号について、補足説明いたします。

本案件は中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっており、No.1及び2については地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への一括の権利設定、No.3については、地権者から中間管理機構への権利設定を審議することとなります。なお、No.3の中間管理機構から借主への権利設定は後日行われます。

議案第16号関係資料をご覧ください。

No.1及び3は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。No.2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は12ページに添付しております。利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっています。対象農地については、さきほど地元委員の報告にもあったとおり適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に

耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

【事務局】

事務局から補足説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

【議長】

お願いします。

【事務局】

No.3については、現在の農地を借りている方からかながわ農業サポーターの認定を受ける予定の方が借りることとなっており、認定を受けるタイミングが4月以降になる予定ですので、今回は地権者から中間管理機構への賃借のみということになり、中間管理機構からかながわ農業サポーターになる方への権利設定は認定を受けた後行われる予定になつております。以上です。

【議長】

ご意見ないでどうか。それではこれよりお諮りします、議案第16号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時55分閉会